

人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備に関する意見書

2005年1月21日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 逮捕及び監禁の罪の上限を5年から7年に引き上げる等（要綱（骨子）第一）には反対する。
- 2 単純買い受け罪の新設（要綱（骨子）第二）には反対しないが、「人を買った者」という構成要件は改められるべきである。
- 3 未成年者略取及び誘拐の罪の上限を5年から7年に引き上げること（要綱（骨子）第三）には反対するが、未成年者買い受け罪の新設には賛成する。
但し、「買った者」との構成要件は改められるべきである。
- 4 営利目的等略取及び誘拐の罪につき、「売春をさせその他わいせつな業務につかせる目的」を追加し、「生命若しくは身体に対する加害の目的」（要綱（骨子）第四前段）は「臓器摘出の目的」と改められるべきである。
人身売り渡し罪の新設（要綱（骨子）第四後段）には賛成するが、「人を売り渡した者」との構成要件は改められるべきである。
- 5 国外移送目的略取等の罪の改正（要綱（骨子）第五）には賛成するが、「売った者」及び「売られた者」との構成要件は改められるべきである。
- 6 被略取者収受等の罪の改正（要綱（骨子）第六）には賛成するが、「売られた者」との構成要件は改められるべきである。

意見の理由

第1 はじめに

- 1 野沢法務大臣（当時）は、2004年9月8日、法制審議会に対して、「人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備に関する諮問（第71号）」を行った。同日に開催された法制審議会第142回会議において、刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）部会が設置され（以下「刑事法部会」という）、同部会で計3回の審議を経て、12月20日の第4回会議において、諮問された要綱（骨子）案に対する答申がなされ、2005

年2月9日の法制審議会総会において、法務大臣に対して正式に答申される予定である。

2 上記諮問は、国連越境組織犯罪防止条約に附属する「人身取引」に関する議定書（「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（仮称）」）を締結するとともに、近年における人身取引その他の自由を侵害する犯罪等の実情にかんがみ、この種の犯罪に対処する必要があるとして提案されたものである。

3 当連合会は、「人身取引」に関する議定書に基づく国内法整備自体には異論はない。しかしながら、今回の諮問が、真に議定書の要請に沿った過不足のない内容となっているかどうかについては検討を要する。

今回の諮問には、議定書の国内法整備とは直接関係がないにもかかわらず併せて提案されている逮捕・監禁罪及び未成年者略取誘拐罪の法定刑の上限の引き上げも含まれている。

そのような改正を行う立法事実が現に存在するかどうか等の改正の必要性やその内容の適正については、刑法が犯罪と刑罰に関する基本法であることを踏まえ、国民の権利・自由を不当に制限することがないように慎重に検討する必要がある。

4 ところで、人身取引の規制に際しては、人身取引被害者に対する保護や救済のための施策が十分に講じられなければ、被害者は報復を恐れて警察等への通報をしないために、これまで、我が国において、人身取引がほとんど表面化してこなかった。

そして、我が国において、これまでも、人身取引と考えられる行為について、略取誘拐罪での検挙事例がなかったことから考えると、今回、新たに人身売買罪を新設したとしても、その実効性がほとんどないということになるおそれがある。

刑事法部会における法務省の事務当局の説明や、2004年12月14日に開催された犯罪対策閣僚会議（第4回）で採択された「人身取引対策行動計画」においても、被害者保護については、特に法整備をする予定はなく、運用で対応しようとしていることが窺える。

人身取引被害者の保護や救済が不十分なままに人身売買罪を新設しても何ら実効性はなく、その検挙を期待することはできないと言わなければならない。

したがって、人身売買罪の新設を認めるのであれば、今後、人身取引被害者を手厚く保護・救済するための法整備を検討することが何よりも不可欠である。

当連合会は、この点につき、2004年11月19日付の「人身取引の被害者保護・支援等に関する法整備に対する提言」において、「人身取引根絶のためには被害者の人権確保が最重要であって、これなくして実効ある加害者処罰も望めないし、被害者の人権侵害は極めて深刻で完全な回復は困難であるため被害の未然防止も極めて重要である。したがって、被害者・保護支援及び被害防止等に関する対策は、運用・裁量で対処すべきで事項ではなく、法律で定め、かつ政府の責任を明らかにすべきである。」と述べているところであり、この点を改めて指摘しておきたい。

5 そこで、当連合会は、以上を踏まえて、要綱（骨子）案について検討し、次のとおり、意見を述べるものである。

第2 要綱骨子案に対する検討

1 要綱（骨子）第一（逮捕及び監禁の罪等の法定刑の改正）について

第一 逮捕及び監禁の罪等の法定刑の改正

- 一 逮捕及び監禁の罪（刑法第二百二十条）の法定刑を三月以上七年以下とすること。
- 二 組織的な逮捕及び監禁の罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項中第一項第四号の罪に係る部分）の法定刑を三月以上十年以下とすること。

【現行法との比較】（下線部分が現行法を変更するとされている部分）

1 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3 月以上 5 年以下の懲役に処する（刑法 220 条）。

2（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 3 条）

次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一 乃至 三 略

四 刑法第 210 条（逮捕及び監禁）の罪 3 月以上 7 年以下の懲役（以下、略）

【意見】

一及び二のいずれについても反対する。

【理由】

(1) 逮捕・監禁罪の認知件数の増加が直ちに法定刑の上限を引き上げる根拠にはならないこと

逮捕・監禁罪の法定刑の上限を引き上げる根拠として、逮捕・監禁事案の認知件数が増加を続けていることが挙げられている。

しかしながら、逮捕・監禁の認知件数は 1994 年で 371 件、2003 年でも 643 件と、他の犯罪と比較して極めて数が少なく、約 1.7 倍になったと言っても、増加した件数は 272 件の増加にとどまっている（ちなみに、殺人の認知件数は 1994 年で 1279 件、2003 年で 1452 件である）。

認知件数の増加があることは否定できないが、その原因等を研究分析して、それらの原因を除去するための政治的・経済的・社会的方策を検討立案するのが、犯罪対策のあるべき姿であって、人権侵害に係る刑事罰の重罰化については、刑法の謙抑性からして補充的に検討されるべきものであり、認知件数の増加が、直ちに法定刑の上限の引き上げの根拠とはなりえない。

(2) 科刑状況から見ても法定刑の上限を引き上げる根拠にはならないこと

逮捕・監禁罪の第 1 審科刑状況（1999 年～2003 年）を見ても、現行法の法定刑の上限に近い判決が多数出されて、現在の法定刑では対応できない状況にあるとは認められないから、科刑状況も法定刑引き上げの根拠にはならない。

(3) 長期の監禁事案に対応するとの理由は根拠とならないこと

逮捕・監禁罪の法定刑の上限を引き上げる根拠として、極めて長期の監禁事案など、現行の罰則では適正に対処することが困難なものも見られるとして、新潟の事件が挙げられている。

新潟の事件は約 9 年 2 ヶ月もの極めて長期の監禁事案ではあるが、警察のずさんな初動捜査が被害者の発見を送らせた面があり、特殊な事案と考えるべきであるし、長期間の監禁によって PTSD (心的外傷後ストレス障害) となっている点を捉えて、監禁致傷罪として対応することが可能であったはずであり、今後の長期監禁事案については監禁致傷による立件が検討されるべきである。

なお、監禁致傷については、刑法改正(2005年1月1日施行)により、その上限が15年に引き上げられることになっているので、適正な処罰が可能になると考えられる。

したがって、要綱骨子第一、一について、新潟の事件を根拠にすることは相当ではない。

なお、長期の監禁事案に対応するのであれば、逮捕・監禁罪の他に、長期の場合には別の構成要件を規定することを検討すべきである。この点、ドイツでは、「1週間」を超える場合に重く処罰する犯罪類型を作っているのが参考にされるべきである(ドイツ刑法 239 条)。

2 要綱(骨子)第二(人身買受けの罪の新設)について

第二 人身買受けの罪の新設

人を買った者は、三月以上五年以下の懲役に処するものとする。

【現行法との比較】

現行法には規定がない(新設)。

【意見】

単純人身買受け罪の新設には反対しないが、「人を買った者」という構成要件を、以下のA又はBに改めるのが相当であると考えられる。

A 金銭若しくは利益を与えて、人に対する不法な支配の移転を受けた者

B 有償で、人に対する不法な支配の移転を受けた者

【理由】

(1) 「人身売買」(売渡し、買受け)という構成要件は不明確であること

要綱骨子案は、「売買」という概念を使用し、これを人身売渡し罪と人身買受け罪に分けて、人身売買罪の構成要件を新設しようとしている。

従来、「人身売買」は、「人を物と同視し、有償で人身を相手方または第三者に交付するか、逆に、有償で交付を受け、不法に実力支配の設定をなす」とことと定義されてきた。

この点につき、法務省の事務当局は、刑法が使用している「売買」という用語は、民法上の売買とは異なり、「売買」というのは比喩に過ぎないと説明している。

しかしながら、法律用語として、民法の「売買」(民法 555 条)と全く同一の用語

が使用されている以上、国民が同じ意味だと誤解する可能性は否定できない。

人を物と同視して売り買いするという概念は、奴隷売買を想定する前近代的なものであり、諸外国においても、構成要件に「売買」という表現を用いている国はほとんどない（例えば、アメリカの連邦法でも、奴隷売買的な場面では「売却」という用語を用いているが、それ以外の場面では「売買」という用語は使用されていない）。

我が国が、刑法典に、人身「売買」と規定し、それが、「sale」「buy」と翻訳されることによって、国際社会からは、日本では、現在も奴隷的な人身売買がなされているという誤解を招くおそれもある。

さらに、そもそも、「売買」（売渡し、買受け）という構成要件では、いかなる行為が「売買」に該当するかが不明確である。

そこで、法務省の事務当局が「人身売買」の定義として説明している内容をそのまま構成要件とすることを提案する（AとBの違いは、「金銭若しくは利益を与えて（得て）」か「有償か」である。前者の方が議定書の表現には忠実である。なお、後者が使用する「有償」という用語は現行刑法 256 条〔盗品譲受け等〕に使用されている）。

なお、仮に、要綱（骨子）案のまま立法される場合においても、刑法における「人身売買」は、上記のA及びBの意味であることを、審議の過程等で明確にされることを求めるものである。

(2) 単純人身買受け罪の新設について

要綱骨子案は、成人に対する単純買受け罪の新設を提案している。

しかしながら、営利、結婚、わいせつ及び生命身体加害目的以外の目的で、人身買受けをしたとして処罰する必要性がある場面を想定することは困難であり、単純買受け行為を処罰する必要があるか否かについては疑問があるところである。

すなわち、略取誘拐罪については、現行法上、営利、結婚及びわいせつ以外の目的で成人を略取誘拐することは不可罰とされ、今回の要綱（骨子）案でもこの点は維持されている。これとの均衡からすれば、営利目的等による買受け行為よりも当罰性が低いと考えられる成人に対する単純買受け罪を処罰するのは、刑法の謙抑性という観点からみて疑問があるし、議定書 3 条(a)も、「搾取目的」がない場合は「人身取引」とはしておらず、各国の立法に委ねられている点である。

これに対し、法務省の事務当局は、人身取引の撲滅のためには、人身取引のあらゆる場面をあまねく処罰することが望ましいことや、検挙の際に、目的が明確ではないと立件できないことになるので、立証の軽減と言うかどうかは別として単純買受け罪が必要であるなどと説明している。

当連合会としては、成人に対する単純人身買受け罪の新設にあえて反対はしないが、それが濫用されることのないように慎重に運用されるべきである。

3 要綱（骨子）第三（未成年者略取及び誘拐の罪（刑法第224条）の改正）について

第三 未成年者略取及び誘拐の罪（刑法第二百二十四条）の改正

未成年者を略取し、誘拐し、又は買い受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処するものとする。

【現行法との比較】(下線部分が現行法を変更するとされている部分)

未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上5年以下の懲役に処する(刑法224条)。

【意見】

- 1 法定刑の上限を5年以下から7年以下に引き上げる点には反対する。
- 2 「買い受けた者」との構成要件は、以下のA又はBに改められるべきである。
 - A 金銭若しくは利益を与えて、人に対する不法な支配の移転を受けた者
 - B 有償で、人に対する不法な支配の移転を受けた者

【理由】

- (1) 未成年者略取誘拐罪の認知件数の増加が直ちに法定刑の上限を引き上げる根拠にはならないこと

未成年者略取誘拐罪の法定刑の上限の引き上げの根拠として、略取誘拐事案の認知件数の増加が挙げられている。

最近10年間における略取誘拐の認知件数の推移(1994年～2003年)によると、1994年から1997年までの認知件数は増加しているが、その後、増加と減少を繰り返している。ただ、1994年を100とすると2003年は139.9と約1.4倍になっている。

もっとも、略取誘拐の認知件数は1994年で203件、2003年でも284件と、逮捕・監禁罪と比較しても極めて数が少なく、約1.4倍になったと言っても、増加した件数は61件の増加にとどまっている。

このような認知件数の状況は、未成年者略取誘拐罪の法定刑の上限を引き上げる根拠にはならないと考えられる。

また、法務省の事務当局は、数ヶ月ないしは年単位で犯人の検挙及び被害者の保護に至っていない未成年者略取誘拐の事案があると指摘している。しかしながら、それが略取誘拐事案かどうかは判然とししないものもあると考えられ、直ちに、未成年者略取誘拐罪の法定刑の上限を引き上げる根拠にはなりえない。

- (2) 科刑状況から見ても法定刑の上限を引き上げる根拠にはならないこと

未成年者略取誘拐罪の第1審科刑状況(1999年～2003年)を見ても、全体の総数は毎年10件未満であり、しかも、2001年に懲役3年の実刑の事案が1件あるだけで、後はそれよりも軽い科刑となっており、6月から懲役1年までの科刑が最も多くなっている。このことは、現在の法定刑の上限である5年でも十分に対応できることを示しており、法定刑の上限を引き上げる根拠とはならない。

- (3) 社会不安等や国民の規範意識は法定刑の引き上げの根拠たりえないこと

未成年者略取・誘拐事案がもたらす被害者や親族の苦痛、さらには社会不安や、国民の規範意識を未成年者略取誘拐罪の法定刑の上限の引き上げの根拠として挙げている。

しかしながら、これらはいずれも極めて漠然としたものであり、直ちに法定刑の上限の引き上げに結びつく規範意識や正義観念の変動があったと結論づけることは妥当でない。

- (4) 「買い受けた者」との表現について

前記2、(1)で述べたとおりである。

4 要綱（骨子）第四（営利目的等略取及び誘拐の罪（刑法225条）の改正）について

第四 営利目的等略取及び誘拐の罪（刑法第二百二十五条）の改正

営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、又は買い受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処するものとする。人を売り渡した者も、同様とすること。

【現行法との比較】（下線部分が現行法を変更するとされている部分）

営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する（刑法225条）。

【意見】

- 1 「営利、わいせつ、結婚」の目的を、「わいせつ、結婚、営利若しくは売春をさせその他わいせつな業務につかせる（目的）」と改められるべきである。
- 2 「生命若しくは身体に対する加害の目的」を「臓器摘出の目的」と改められるべきである。
- 3 人身売り渡し罪の新設に賛成するが、「買い受けた者」及び「売り渡した者」との構成要件は、以下のA又はBに改められるべきである。

（買い受けた者）

- A 金銭若しくは利益を与えて、人に対する不法な支配の移転を受けた者
- B 有償で、人に対する不法な支配の移転を受けた者

（売り渡した者）

- A 金銭若しくは利益を得て、人に対する不法な支配を移転した者
- B 有償で、人に対する不法な支配を移転した者

【理由】

(1) 「営利、わいせつ、結婚」の目的について

議定書3条(a)が、「搾取の目的」の「搾取」の内容として、「他人を売春させて搾取すること若しくはその他の形態の性的搾取」を掲げていることからすると、「わいせつの目的」ないし「営利の目的」について、改正刑法草案285条が規定していたように、「売春をさせその他わいせつな業務につかせる目的」を追加して細分化することが、議定書の趣旨に沿うと考えられる。

(2) 「生命若しくは身体に対する加害の目的」に臓器摘出目的を含ませることに疑義があり、「臓器摘出の目的」とすべきであること

法務省の事務当局は、「生命若しくは身体に対する加害の目的」を新たに目的として追加する理由として、議定書3条の「臓器摘出」の目的を規定するためであると説明している。

しかしながら、「生命若しくは身体に対する加害の目的」に臓器摘出が入ることには語感上疑義があり、併せて、この目的を追加することにより、現行法にはなかったリンチ目的も含ませようとしている。

しかしながら、部会において、リンチ目的を含めて処罰すべき立法事実があるこ

とにつき説得的な説明や資料の提供はなく、リンチ目的を含めることに疑問がある。
そこで、この点については、端的に「臓器移植の目的」とすべきである。

なお、その際に、何が「臓器」に当たるかについては、臓器の移植に関する法律第5条及び臓器の移植に関する法律施行規則第1条の定義を踏まえつつ、解釈に委ねるべきである。

- (3) 「買い受けた者」及び「人を売り渡した者」との表現について
前記2、(1)で述べたとおりである。

5 要綱（骨子）第五（国外移送目的略取等の罪（刑法第226条）の改正）について

第五 国外移送目的略取等の罪（刑法第二百二十六条）の改正

- 一 所在国外に移送する目的で、人を略取し、誘拐し、又は売買した者は、二年以上の有期懲役に処するものとする。
- 二 略取され、誘拐され、又は売買された者を、その所在国外に移送した者も、一と同様とする。

【現行法との比較】（下線部分が現行法を変更するとされている部分）

- 1 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、2年以上の有期懲役に処する（刑法226条1項）。
- 2 日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送した者も、前項と同様とする（刑法226条2項）。

【意見】

国外移送目的略取等の罪の改正には賛成するが、「売買した者」及び「売買された者」との構成要件は、以下のA又はBに改められるべきである。

（売買した者）

- A 金銭若しくは利益を得て、人に対する不法な支配を移転し、または、金銭若しくは利益を与えて、人に対する不法な支配の移転を受けた者
- B 有償で、人に対する不法な支配を移転し、または、有償で人に対する不法な支配の移転を受けた者

（売買された者）

- A 金銭若しくは利益を得て、不法な支配を移転され、または、金銭若しくは利益を与えて、不法な支配の移転をされた者
- B 有償で、不法な支配を移転され、または、不法な支配の移転をされた者

【理由】

前記2、(1)で述べたとおりである。

6 要綱（骨子）第六（被略取者収受等の罪（刑法第227条）の改正）について

第六 被略取者収受等の罪（刑法第二百二十七条）の改正

- 一 第二から第五までの罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売

買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処するものとする。

二 身の代金目的略取等の罪（刑法第二百二十五条の二第一項）を犯した者を幫助する目的で、略取され、又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処するものとする。

三 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処するものとする。

【現行法との比較】（下線部分が現行法を変更するとされている部分）

- 1 第 224 条、第 225 条又は前条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、3 月以上 5 年以下の懲役に処する（刑法 227 条 1 項）。
- 2 第 225 条の 2 第 1 項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を收受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、1 年以上 10 年以下の懲役に処する（刑法 227 条 2 項）。
- 3 営利又はわいせつの目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受した者は、6 月以上 7 年以下の懲役に処する（刑法 227 条 3 項）。

【意見】

被略取者收受等の罪の改正には賛成するが、「売買された者」との構成要件は、以下の A 又は B に改められるべきである。

A 金銭若しくは利益を得て、不法な支配を移転され、または、金銭若しくは利益を与えて、不法な支配の移転をされた者

B 有償で、不法な支配を移転され、または、不法な支配の移転をされた者

【理由】

前記 2、(1)で述べたとおりである。

以上